

## 京都教育大学大学院連合教職実践研究科学生の短期履修制度の適用に関する取扱要項

平成20年 5月 7日 制 定  
平成27年 7月29日 最終改正

- 第1条** 京都教育大学大学院連合教職実践研究科規則第10条第2項に規定する短期履修制度の適用については、この要項に定めるところによる。
- 第2条** 短期履修制度を申請できる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。
- 一 現職教員であること
  - 二 教職経験等から教職専門実習の全部を履修したものとみなすことの審査（以下、「教職専門実習みなし審査」という）を受ける条件を有すること
  - 三 1年間昼間及び夜間開講科目等を履修できること
- 第3条** 短期履修制度を申請する場合は、入学志願書を提出する際に、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。
- 一 短期履修制度利用希望書（・推薦書）
  - 二 その他本研究科が必要と認めるもの
- 第4条** 前条の申請があったときは、本研究科運営委員会において短期履修制度の適用について審査するものとする。運営委員会は、教職専門実習みなし審査の結果、教職専門実習の単位が認定された者について、前2条で定める要件及び提出書類に基づき審査し、審査結果を遅滞なく研究科長に報告しなければならない。
- 第5条** 研究科長は、前条の報告に基づき、教授会の議を経て、短期履修制度の適用の可否について決定する。

### 附 則

この要項は、平成20年5月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

### 附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成27年7月29日から施行する。